

第 7 章（第 3 節 第 46 条～第 49 条）

条 文	解 説
（情報への権利） 第 4 6 条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。	【解説】 情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。 市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署																		
（広報広聴課） ■市内外に周知すべき情報を適宜収集し、広報紙・広報番組やホームページへの掲載、報道発表、各種 SNS など発信している。 （総務課） ■情報公開条例に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応している。 <table><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>処理内容</th></tr><tr><td>30</td><td>請求 97 申出 2</td><td>開示 69、 部分開示 23 他</td></tr><tr><td>元</td><td>請求 108</td><td>開示 54、 部分開示 42、 不開示 1 他</td></tr><tr><td>2</td><td>請求 111 申出 3</td><td>開示 62、 部分開示 49 他</td></tr><tr><td>3</td><td>請求 116 申出 4</td><td>開示 77、 部分開示 32 他</td></tr><tr><td>4</td><td>請求 117 申出 1</td><td>開示 63、 部分開示 45 他</td></tr></table> （デジタル推進課） ■平成29年2月「生駒市オープンデータの推進に関する指針」を改訂し、オープンデータの推進に向けた基本的な考え方、取組の方向性を示した。平成30年度には、オープンデータの可視化技術を学ぶ「オープンデータデザイン講座」、オープンデータを使ったアプリ開発講座を市民向けに開催し、「オープンデータ」の周知に努めている。	年度	件数	処理内容	30	請求 97 申出 2	開示 69、 部分開示 23 他	元	請求 108	開示 54、 部分開示 42、 不開示 1 他	2	請求 111 申出 3	開示 62、 部分開示 49 他	3	請求 116 申出 4	開示 77、 部分開示 32 他	4	請求 117 申出 1	開示 63、 部分開示 45 他	（広報広聴課） ・情報が非常に多いため、市ホームページでの情報発信をさらに分かりやすく見やすいものにする工夫が必要である。	・生駒市情報公開条例	1 ホームページ等については、市民の知りたいことについて、すぐに情報を得られる工夫が必要と考えます。	（広報広聴課） 1 市ホームページを基幹情報源と位置付け、各種 SNS からの流入を促すよう取り組んでいる。中でも令和5年度にリニューアルした、市 LINE 公式アカウント（友だち約2万人）から、多数の市ホームページへの流入が確認できており、今後さらに効果的な活用を行っていく。 （デジタル推進課） 1 市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。 ・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。	（地域コミュニティ推進課） 解説について、第46条の情報への権利に対応する具体的例規として、情報公開条例を下記のとおり解説文に入れてはどうか 〈〈既存の法律など〉〉 【生駒市情報公開条例】 （目的） 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。	【総務課】 ・情報公開の実施状況についても少し詳しく教えてください。請求件数などと処理内容の件数が合わない理由（「他」の内容）／請求から開示までにどのくらい日数がかかっているか（延長する件数はどのくらいあるのか）／審査会にかかる案件はどのくらいあるのか）／市民からの請求等に関する相談体制／文書検索システムの有無と市民が利用できるかどうか／頻繁請求人への対応など（相川委員）
年度	件数	処理内容																						
30	請求 97 申出 2	開示 69、 部分開示 23 他																						
元	請求 108	開示 54、 部分開示 42、 不開示 1 他																						
2	請求 111 申出 3	開示 62、 部分開示 49 他																						
3	請求 116 申出 4	開示 77、 部分開示 32 他																						
4	請求 117 申出 1	開示 63、 部分開示 45 他																						

〈〈参考〉〉

まちづくりに関する情報を市民に十分提供することに関連し、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任については第 20 条で規定している。

第 7 章（第 3 節 第 46 条～第 49 条）

条 文	解 説
（情報共有制度） 第 4 7 条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。	【解説】 市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。 《既存の法律など》 【生駒市情報公開条例】 （目的） 第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
		・生駒市情報公開条例	第 46 条と同様		（地域コミュニティ推進課） 解説の《既存の法律など》について 「情報提供」の観点では、情報公開条例第 1 条の（目的）ではなく、第 24 条（情報提供施策の充実）が適当と考えるため、下記のとおり記載を変更していただきたい。 （情報提供施策の充実） 第 24 条 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、広報活動、行政資料の提供その他実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実努めるものとする。	【以下、条文・解説に対する意見】 ①情報公開 ②情報提供 ③情報共有 ①～③のすべてが異なります。 ここでは③をより明確に解説することが必要です。 （例）情報共有のための基本原則 a.当事者に必ず情報がわたること。 b.同等、同質の情報であること 等です。（中川委員長） ・事務局が挙げられているとおり「情報共有」まで踏み込んだ記述が必要だと思います。（相川委員）

第7章 (第3節 第46条～第49条)

条 文	解 説
(情報収集及び管理) 第４８条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。	【解説】 生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（企画政策課） ■通信社が運営している各種行政情報サイトをライセンス契約し、各課に割り振っており、他自治体先進地事例や官庁速報などの情報を即時に入手できる環境を整備している。 （広報広聴課） ■新聞クリッピングを行い、関係する情報を庁内 LAN を使い掲載している。 （総務課） ■生駒市情報公開条例に基づき、生駒市行政文書管理規則を制定し、行政文書の適切な保管及び保存、迅速な検索等を行うための行政文書の管理体制の整備を図っている。 （デジタル推進課） ■情報セキュリティの徹底 個人情報等の外部に漏えいした場合には重大な影響を及ぼす情報、行政運営上必要な情報等が含まれていることにかんがみ、情報セキュリティポリシーを定め、情報資産の適切な保護及び適正な管理に努めている。また、全職員対象に情報セキュリティセルフチェックを行うとともに、定期的に情報セキュリティ研修を実施している。 （収税課） ■平成 25 年宝塚市における火炎瓶放火事件を受けて、滞納者に関する収集した情報を紙ベース管理から税システムに入力し、データ保護・危機管理に努めている。	（広報広聴課） ・著作権の問題もあり、テレビや雑誌・書籍の全ての情報を共有できているわけではない。 （デジタル推進課） ・今後も引き続き取組を進めていく必要がある	・生駒市情報公開条例	第 46 条と同じ		（地域コミュニティ推進課） 解説に《既存の法律など》として、下記を追加していただきたい。 〈〈既存の法律など〉〉 【生駒市情報公開条例】 （行政文書の管理体制の整備等） 第 2 7 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。 2 実施機関は、行政文書の適切な保管及び保存、迅速な検索等に資するための行政文書の管理体制の整備を図るとともに、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。	【条文・解説に対する意見】 ・解説文に「必要なときに職員の誰もが引き出せるよう」とありますが、大丈夫ですか？ センシティブ情報などは限られた職員しか取り扱えないよう制限するのがスタンダードになってきていると思いますが。（相川委員） 【地域コミュニティ推進課】 ・庁内 LAN において、各課からの公式な情報発信も重要ですが、職員個人レベルでの情報発信、共有(特定のトピックのニュース、問題意識共有など)できるような柔軟な仕組みは用意されていますでしょうか。（生駒委員） 【以下、総務課】 ・公文書管理に関する条例、規則の整備はされていますか。また、そのあり方に関する審議会を設けていますか。（中川委員長） ・行政文書管理規則には、公文書管理法の柱のひとつである「利用（利活用）」に関する項目がないように見受けられますが、ほかの条例や規則でカバーされているのでしょうか？ 行政文書の取り扱いについて、職員への研修はどのようにされていますか？ 各部局に文書管理責任者はおられますか？（相川委員） 【デジタル推進課】※回答は資料 2 参照 ・オープンデータ化を進める中で、開示できるものについては、積極的に開示していく必要があるのではないかと考える。その際、情報を手にする者は、職員のみならず一般市民も対象になりうる情報もあるのではないのでしょうか。解説の文言が時勢にあっているか検討したい。（清水委員）

第 7 章（第 3 節 第 46 条～第 49 条）

条 文	解 説
（個人情報の保護） 第 4 9 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	【解説】 情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めています、具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署																																										
（総務課） ■個人情報の保護に関する法律および生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っている。なお、令和４年度までは生駒市個人情報保護条例に基づく運用となっている。 【個人情報開示等請求状況】 <table><tr><td>年度</td><td>開示請求</td><td>処理内容</td></tr><tr><td>30</td><td>18</td><td>開示 11、部分開示 5、 取下げ 1 却下 1</td></tr><tr><td>元</td><td>9</td><td>開示 7、部分開示 2</td></tr><tr><td>2</td><td>18</td><td>開示 15、部分開示 3</td></tr><tr><td>3</td><td>24</td><td>開示 14、部分開示 10、不開示 2</td></tr><tr><td>4</td><td>16</td><td>開示 9、部分開示 7</td></tr></table> （総務課） 【個人情報取扱事務届出件数】 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始するときに、市長に届出をしている件数（令和４年度末時点） <table><tr><td>実施機関</td><td>個人情報取扱事務</td></tr><tr><td>市長</td><td>4 1 4</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>9 7</td></tr><tr><td>水道事業管理者</td><td>3 8</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>1 0</td></tr><tr><td>監査委員</td><td>2</td></tr><tr><td>公平委員会</td><td>1</td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>1 2</td></tr><tr><td>固定資産評価審査委員会</td><td>1</td></tr><tr><td>消防長</td><td>4 0</td></tr><tr><td>議会</td><td>4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>6 3 1</td></tr></table> （議会事務局） 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、議会が保有する個人情報について取扱いを行っている。	年度	開示請求	処理内容	30	18	開示 11、部分開示 5、 取下げ 1 却下 1	元	9	開示 7、部分開示 2	2	18	開示 15、部分開示 3	3	24	開示 14、部分開示 10、不開示 2	4	16	開示 9、部分開示 7	実施機関	個人情報取扱事務	市長	4 1 4	教育委員会	9 7	水道事業管理者	3 8	選挙管理委員会	1 0	監査委員	2	公平委員会	1	農業委員会	1 2	固定資産評価審査委員会	1	消防長	4 0	議会	4	合 計	6 3 1		・生駒市個人情報保護条例・生駒市個人情報保護条例（令和４年度まで） ・生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年度以降）	第 46 条と同様		（地域コミュニティ推進課） 解説の「生駒市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」と、同法に基づく「生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」に変更いただきたい。 （理由） 個人情報保護は令和４年度まで市議会を含め生駒市個人情報保護条例に基づく運用でしたが、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の改正に伴い、令和５年度以降、市議会を除き「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、同法に基づく「生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」による運用となっているため	【以下、総務課】 ・個人情報保護全般に関する職員研修は、どのように行われていますか？（近年、法改正が頻繁に行われているので…）（相川委員） ・個人情報保護に関する市民への啓発等は、市として行う予定はありますか？（過剰反応がおきないように）（相川委員）
年度	開示請求	処理内容																																														
30	18	開示 11、部分開示 5、 取下げ 1 却下 1																																														
元	9	開示 7、部分開示 2																																														
2	18	開示 15、部分開示 3																																														
3	24	開示 14、部分開示 10、不開示 2																																														
4	16	開示 9、部分開示 7																																														
実施機関	個人情報取扱事務																																															
市長	4 1 4																																															
教育委員会	9 7																																															
水道事業管理者	3 8																																															
選挙管理委員会	1 0																																															
監査委員	2																																															
公平委員会	1																																															
農業委員会	1 2																																															
固定資産評価審査委員会	1																																															
消防長	4 0																																															
議会	4																																															
合 計	6 3 1																																															